

令和8年度  
高松市農業委員会通常総会  
議 事 録

令和8年5月27日開会

高松市農業委員会

令和8年度高松市農業委員会通常総会議事録

開催日時 令和8年5月27日（水）午後1時30分開会

開催場所 香川県農業協同組合東讃営農センター 3階 大ホール

出席委員

農業委員 20人

- 1番 三笠 輝彦 (会長)
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 25番 山田 憲一
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸 (会長職務代理者第2)
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹 (会長職務代理者第1)
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 24番 奈良 稔

農地利用最適化推進委員 37人

- 片山 久男
- 松本 剛
- 藤澤 武
- 安野 照雄
- 細谷 一雄
- 松野 啓三

大谷 光男  
十河 善則  
脇谷 明彦  
平賀 文之  
東原 実  
稲井 稔  
時岡 博美  
久保 裕二  
岡 豊志  
吉峰 幸夫  
宮井 康富  
三好 義光  
横岡 明則  
藤本 正樹  
好井 壽彦  
土居 博  
岡田 暁憲  
佃 光廣  
鵜川 稔  
谷本 隆宏  
武下 幸徳  
河野 明彦  
湊 敏好  
南原 政樹  
阿部 孝雄  
眞鍋 英一  
山地 宏美  
植田 光男  
新谷美津子  
廣瀬 吉俊  
松原 茂樹

欠席委員

農業委員 4人

16番 河田 薫

19番 森 吉朝

22番 橋田 行子

23番 谷本 寛昇

農地利用最適化推進委員 18人

高尾 武臣

小山 智

雪野 利数

河野 憲司

藤本 博史

野口 英二

橋本 修

川西 裕幸

井上 博文

長尾 俊孝

河野 英樹

植松 寛貴

南原 均

山下 誠

長門 隆

藤堂 忠義

上原 一輝

谷本 忍

来 賓

高 松 市 長 大西 秀人

香川県農政水産部長 秋山 浩章

香川県農業会議事務局長 近藤 弥

創造都市推進局長 次田 吉治

農 林 水 産 課 長 末原 俊幸

土 地 改 良 課 長 橋本 和則

農業委員会事務局出席者

事 務 局 長 塚原 雅樹

(農政課長事務取扱)

農 政 課 長 補 佐 森 亮介

農 政 管 理 係 長 山崎 博司

農 地 係 長	溝 渕 勝 久
主 任 主 事	吉 田 優 美
会 計 年 度 任 用 職 員	松 井 光 男

#### 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 議案第 1 号 令和 7 年度事業報告について
  - 議案第 2 号 令和 8 年度事業計画 (案) について
  - 報告第 1 号 職員の任免について
  - 報告第 2 号 令和 8 年度農業委員会予算について

**塚原事務局長** お待たせいたしました。定刻の13時30分がまいりました。ただ今の出席農業委員は20名（農地利用最適化推進委員は37名）でございます。従いまして、委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の会議は成立いたしております。

それでは、令和8年度高松市農業委員会通常総会を開会いたします。

開会に当たりまして、三笠会長から御挨拶を申し上げます。

### **三笠会長**

(内容省略)

**塚原事務局長** ありがとうございます。引き続きまして、公務御多忙の中、御臨席を賜っております御来賓の方々から御挨拶をいただきたいと存じます。

まず、初めに高松市長 大西秀人様、お願いいたします。

### **大西市長**

(内容省略)

**塚原事務局長** ありがとうございます。

続きまして、香川県農政水産部長 秋山浩章様、お願いいたします。

### **秋山香川県農政水産部長**

(内容省略)

**塚原事務局長** ありがとうございます。

続きまして、香川県農業会議事務局長 近藤弥様、お願いいたします。

### **近藤香川県農業会議事務局長**

(内容省略)

**塚原事務局長** ありがとうございます。

次に、高松市から公務御多忙の中、御出席をいただいております方々の御紹介をさせていただきます。

創造都市推進局長 次田吉治様でございます。農林水産課長 末原俊幸様でございます。土地改良課長 橋本和則様でございます。

ここで、御臨席をいただきました大西市長様、秋山香川県農政水産部長様におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席されます。

お忙しいところ、誠にありがとうございました。

[大西市長・秋山香川県農政水産部長退席]

それでは、高松市農業委員会総会会議規則により、会長が当たることになっておりますことから、これ以降は、三笠会長において議事運営を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

**三笠会長（議長）** これより、私において進めさせていただきます。皆様方には御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の総会次第の議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名について、でございますが、慣例に従いまして、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、富本会長職務代理者、谷口会長職務代理者のお二人をお願いいたします。

次に、日程第2に入ります。

まず、議案第1号 令和7年度事業報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**山崎農政管理係長** 議案第1号、令和7年度事業報告について御説明申しあげます。

資料を4枚めくって、1ページをお開きください。

1は、令和7年度の概況報告でございます。前半部分は、我が国の農業を取り巻く現状と、今後の見通しについての記述となっております。読み上げます。

最近の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等により「農地と人」の構造的な課題が深刻化する中、令和6年の食料自給率は、カロリーベースで目標の45%に対して38%と低迷し、大変厳しい状況にある。その一方で、世界的な気候変動、長期化するウクライナ侵攻や中東情勢の悪化の影響から、食糧やエネルギー資源、肥料、農業資材、さらには飼料価格の高騰により、農業経営者にとって大きな負担としてのしかかり、持続的な農業経営を脅かす要因となっている。

こうした中で、国農政においては、食料の安全保障など不測の事態に対応するため、令和6年5月に食料・農業・農村基本法を改正し、また、令和7年4月には、食料安全保障の強化のため、具体的な政策目標を掲げる「食料・農業・農村基本計画」を策定し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があっても対応し得る構造にするため、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしている。としております。

13行目以降は、本市農業委員会の活動等についての記述となっております。読み上げます。

このような状況の下、本市農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、「第3次・かがわの農地利用最適化推進一斉運動」を展開し、「農地等の利用の最適化」の一層の推進に向けて、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」について、目に見える成果を挙げるべく、次の事項を中心として重点的に取り組んだ。としております。

17行目からの本市農業委員会の施策の成果については、後ほどの活動実績で触れますので、説明を省略させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

2は、会議の開催状況でございます。

(1)の表は、各種会議等の集計表で、総会、各部会、役員会等のほか、研修会、講習会、相談会等の合計で、1年間に合計153回開催されております。

(2)の通常総会は、昨年の5月20日、香川県農業協同組合東讃営農センター3階第大ホールにおいて開催され、令和6年度事業報告と令和7年度事業計画等が決議されております。

(3)の役員会は、5月、通常総会の前に1回と、10月に改善意見の提出で2回、計3回開催されております。

(4)の農地関係会議と、(5)の農政関係会議については、後ほど、それぞれのページで説明いたします。

3ページの(6)、その他の会議の開催状況でございます。

アの会長協議会ですが、「四国県都四市農業委員会会長協議会」は、昨年度は本市で11月17日に開催されました。また「香川県八市農業委員会会長協議会」は2月13日に丸亀市で開催され、会長と事務局長が出席しております。

4ページの、イその他の会議につきましては、御覧のとおりでございます。

続きまして、農地関係事業について、溝渕農地係長から説明させていただきます。

**溝渕農地係長** 議案書の5ページを御覧ください。

3の農地関係事業につきまして、説明させていただきます。

(1)の会議開催状況は、定例総会・農地特別部会・地区部会を開催した年間の合計でございます。

(2)は、農地関係事務取扱状況の内訳で、アは、農地法第18条関係でございます。

上段の法第18条第1項に基づく解約許可申請は1件、1,363平方メートルでございます。

また、下段が法第18条第6項に基づく解約通知の件数と面積で、田畑合計で89件、17万9,733平方メートルでございます。

昨年度比は、件数で96パーセント、面積で114パーセントとなっております。

イは、農地法第4条の規定による許可申請の件数と面積で、田畑合計で122件、3万4,612平方メートルでございます。昨年度比は、件数で90パーセント、面積で77パーセントとなっております。

ウは、農地法第5条の規定による許可申請の件数と面積で、田畑合計で339件、41万3,313平方メートルでございます。昨年度比は、件数で82パーセント、面積で89パーセントとなっております。

エは、農地法第3条による権利移動関係で、上段は、所有権移転における許可の件数と面積、中段は、貸借権による許可の件数と面積、下段は合計で、田畑合わせて246件、36万7,525平方メートルとなっております。昨年度比は、件数で100パーセント、面積で105パーセントとなっております。

6ページを御覧ください。

オは、農地改良届、カは、非農地証明願、(3)は、相続税・贈与税納税猶予適格者証明、(4)は、各種証明等状況で、各表の記載のとおりとなっております。

なお、詳細につきましては、24、25ページの参考資料を御覧ください。

引き続き、山崎農政管理係長から説明いたします。

**山崎農政管理係長** それでは7ページを御覧ください。

ここからは農政関係事業でございます。

(1)ア、月例の定例総会12回を通じ、農政関係の議案を上程・審議しており、主なものとしましては、農用地利用集積等促進計画の承認を11回行っております。また10月の定例総会では改善意見の内容を決定しています。

8ページを御覧ください。

(イ)の研修会は、11月6日、7日に、中国四国ブロック農業委員会女性委員研修が徳島市で開催され、農業委員1名が参加されています。

また、12月12日には、丸亀アイレックスで合同研修会が実施されています。

(ウ)の簿記記帳講習会は、県農業会議が主催、市農業委員会と普及センターが共催という形で実施しており、7年度は合計20回開催され、延べ255の方が受講されております。

次に、9ページを御覧ください。

(エ)の(a) 農業相談会の開催状況でございます。7、8月及び12月に7地区、延べ18会場で開催しております。

次に、10ページをお開きください。

(b)の実施状況ですが、中間管理事業につきましては、農業委員さん、推進委員さんが集めていただいた申出書や、事務局に直接届いた申出書の数を相談件数としています。

次に、11ページをお開きください。

(2)農地中間管理事業の実施状況についてでございます。

農用地利用集積等促進計画は、計画変更ではない、令和7年3月28日公告分と同7年10月31日公告分を合わせて、1,995筆、200万6,747平方メートルとなっており、前年度との比較では、8万8,478平方メートル増加しております。

計画変更は、既に中間管理事業を利用していた農地の、貸付先が変更されたもので、11回の公告のうち9回となります。

続きまして、12ページを御覧ください。

(3)農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見でございます。

昨年5月から6月にかけて、農業委員、推進委員の皆様からお寄せいただいた意見を、4つの大項目、23の小項目に集約し、昨年10月10日の定例総会においてその内容を決定しました。そのうち、新規及び拡充になった項目を説明しますと、大項目1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善について、6小項目のうち、新規は、(6)所有者不明農地に係る対策になります。また、拡充は、(1)地域計画の策定後の見直し、(3)多様な農業人材への支援、(5)小規模基盤整備事業の促進になります。

大項目2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善について、6小項目のうち新規は、(2)地域における水路機能の確保、(5)草刈り等の維持管理組織の設置及び運営支援

になります。

大項目3 新規参入等担い手に関する施策の改善について、5小項目のうち新規は、(5)農業承継登録制度の創設になります。

大項目4 農業・農村を取り巻くその他の施策の改善について、6小項目のうち新規は、(6)農業DXの活用による農地管理になります。また、拡充は、(1)スマート農業技術の普及支援になります。

以上の23項目について、同月21日、市長に「改善意見書」として手渡すと同時に、関係各部署の職員を招集し、「改善意見」の内容を直接説明し協議を行いました。

12ページの下段、(4)農業委員会情報活動として、年2回「農業委員会だより」を発行しています。

13ページを御覧ください。

(5)賃借料情報でございます。

令和6年度と令和7年度の2年間、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法)により公告された賃借に基づく賃借料の地区別の一覧です。調査対象は田で、作付け作物は、基本的には米麦と露地野菜を対象としており、施設園芸等の、他と比較して極端に高額な賃借料のデータは除いております。その結果、賃料の市全体の平均値は、田が10a当たり5,900円となっております。なお、畑については、賃借事例が僅かしかいないため、データの公表は行っておりません。

この情報は、農業委員会だよりの冬号や、高松市ホームページでも公表しております。

14ページを御覧ください。

5遊休農地対策の、(1)農地の利用状況調査の結果でございます。

令和3年度から、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査は農地の利用状況調査に統合され、これまで2段階に区分していたものが、現在は、通常の農作業で再生可能なもの(緑色)と、再生には基盤整備等が必要なもの(黄色)と、再生困難なもの(赤色)の3段階に区分することに変更されております。

本市においても、昨年8月から9月にかけて、地区水田部会、JA等の協力を得て、タブレット端末を用い、GPS機能を生かした現地調査を行い、精度の向上を図りました。

暑い中、お忙しい中、調査に御協力いただいた委員の皆様、誠にありがとうございました。結果としましては、6年度末時点の839ヘクタールの荒廃農地の内、40ヘクタールが農地に再生され、また6ヘクタールが転用許可や非農地証明により減少しましたが、一方で38ヘクタールの荒廃農地が新たに発見及び再発見されたため、7年度末時点での荒廃農地は831ヘクタールとなっております。

15ページを御覧ください。

(2)農地の利用意向調査でございますが、先の利用状況調査の結果を受けて、遊休農地の所有者に意向調査を実施し、機構への貸し付けを促すなどの対策を行っております。

調査の結果は、調査実施197万5,988平方メートルのうち、117万8,558平方メートル分の

回答があり、今後、香川県農地機構に情報提供を行う予定です。

次に16ページを御覧ください。

6 農業者年金業務でございます。

(2)現在の農業者年金受給者数です。旧制度と新制度を合わせて、257人の方が受給されています。

(3)現在の農業者年金被保険者数です。通常加入が28人、政策支援加入が6人の、計34人です。

(4)新規加入者の推移ですが、7年度の新規加入者は4名でした。

以上、議案第1号「令和7年度事業報告について」御審議いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** 以上で議案第1号の説明が終わりました。

議案第1号について、御意見・御質問はございませんか。—— 御発言がないようでありますので、お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでありますので、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第2号 令和8年度事業計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**山崎農政管理係長** 議案第2号 令和8年度事業計画(案)について、御説明申し上げます。

資料の17ページを御覧ください。

1は、令和8年度事業方針でございます。

前半部分は、我が国の農業を取り巻く、国内外の現状と今後の見通しについての記述となっています。読み上げます。

最近の農業・農村を巡る情勢は、目まぐるしく変化しており、世界の食料需給を見ると、世界人口は増加し、食料需給も増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まりにより、世界の食料生産・供給は不安定化している。さらに、長期にわたるデフレ経済下で、世界における我が国の相対的な経済的地位は低下し、必要な食料や生産資材の安定的な輸入に懸念が生じており、将来にわたっての持続可能で強固な食料供給基盤の構築が喫緊の課題となっている。そのような状況の下、国農政においては、とりまく情勢の変化に対応するべく、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るため、令和7年4月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、水田施策の見直しの方向性を決定し、その上で、生産性や付加価値の向上、輸出の促進により農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るための施策を掲げている。としております。

13行目の「これらの状況を踏まえて、本市農業委員会は」からは、今後、本市農業委員

会の取り組むべき施策を記載しております。読み上げます。

これらの状況を踏まえて、本市農業委員会は、食料の生産基盤となる農地の総量確保のため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化の推進に向けて委員が一丸となり、次のことについて積極的に取り組む。としております。

以下、中段以下の取組事項についての説明は、後ほど事業取組で触れますので、省略させていただきます。

続きまして、18ページを御覧ください。

2の事業内容でございます。

各種会議等につきましては、アの通常総会に関しては、農業委員と推進委員の出席の下、開催しております。

イ、定例総会及び農地特別部会を開催し、農地法、農業振興地域の整備に関する法律及び農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づく法令業務の適正な審査と的確かつ迅速な処理に努めます。

ウ、アとイについて、審議過程の透明性を確保する観点から、当該議事録を高松市ホームページにより公表します。

エ、役員会を開催し、農業委員会業務の運営・総会等に付議すべき事案等の検討を行い、農業委員会の円滑な運営を図ります。

オ、地区部会を開催し地区内の農業振興や農地利用の最適化を推進するとともに、定例総会の適正かつ円滑な運営を図るため、農地に関する各種申請等の事前審査を行います。

カ、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業者との意見交換会など農業者の要望をもとにした農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出します。

次に、3の農地関係事業でございます。

ここでは、主に農業委員会等に関する法律第6条第1項各号に掲げる事項を処理します。

(1)の農地申請等処理業務では、主に農地法第3条、第4条、第5条の許可申請に関する審査と許可処分を行います。

(2)農地調整事務処理事業、続いて、(3)農地所有適格法人の事業状況の把握、(4)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律等に基づく業務、(5)各種機関の農地行政上からの意見要請などを行います。

19ページの10行目からは、4の農政関係事業でございます。

ここでは、主に農業委員会等に関する法律、第6条第2項及び第3項に掲げる事項を処理します。

(1)の農政活動業務につきましては、内容はアからコに記載のとおりです。

(2)の農地の利用状況調査及び遊休農地対策につきましては、昨年同様、8月から9月頃にタブレット端末に登載した現地確認アプリを利用し、現地調査を行い、調査結果として

農地の利用状況を、農業委員会サポートシステム内で管理するとしております。その調査結果により、遊休農地の所有者等に対し県農地機構への貸付けを促す利用意向調査を行うなど、遊休農地対策を強化するとともに、新規就農者等に対し、遊休農地の具体的な情報を提供し、その解消に努めます。

(3)の地域計画の変更に関する取組についてでございますが、令和7年3月24日に市内30の地域計画について、策定・公告をしており、今後も計画の変更により、充実度の向上を図ることとしております。

そのため、この地域計画を変更した場合、その地域の目標地図の素案を農業委員会が変更し、市当局に提供することが求められています。

そのため、まず、ア、農業委員会サポートシステムとeMAFF地図システムを活用し、昨年同様、地域計画の変更に係る目標地図の素案を作成します。

続きまして、20ページを御覧ください。

イ、農業委員、推進委員の皆様はそれぞれの所管地域において、地域の話合い等の場に出席要求があった場合は、積極的に参加していただき、必要な情報提供や助言を行っていただきます。

(4)の所有者不明の農地に関する取組についてですが、相続未登記などで所有者が不明及び所在不明な農地（相続未登記農地）については、担い手に貸し出す等有効活用に向け、所有者不明農地制度に基づき、農地の所有者及び共有者の探索や公示手続を経て、香川県農地機構を介した農地の利用につなげていくこととなります。

(5)の農地台帳及び農地に関する地図の公表につきましては、農地情報公開システム・農業委員会サポートシステムの整備を行い、必要な農地情報の提供ができるようにします。併せて、農業委員・推進委員の活動において、タブレット端末を、現地調査での現場の記録やビジネスチャットツールを用いた情報伝達などに活用します。

(6)の行政機関に対する意見の提出につきましては、例年、実施している改善意見の提出で、市と県に対してそれぞれ行います。

(7)の機構集積支援事業につきましては、農政活動に対する国費補助金の受入れに関する事務です。

(8)の賃借料情報の提供につきましては、地域における賃借料の目安として、情報をホームページ・農業委員会だよりで公表します。

(9)の農業経営基盤強化促進法に基づく業務につきましては、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、7年4月からこれまで利用権設定といわれてきた農地の貸借は、香川県農地機構を介した貸借に統合され、また、地域計画の位置付けも条件となっていることから、引き続き、市、香川県農地機構（農地集積専門員）と連携を図り、農業相談会などを通じて地域計画における更なる農地の利用集積・集約化を推進することとなります。

以下、(10)農地移動適正化あっせん事業、(11)地域農業再生活動の推進などが、農政関係事

業として予定されております。

続きまして、21ページを御覧ください。

(12)農業簿記記帳講習会、(13)農業者年金業務、(14)農業委員会情報活動、(15)調査指導等業務、(16)研修会、(17)系統組織活動への参加などが、農政関係事業として予定しております。

以上、令和8年度事業計画(案)について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** 以上で議案第2号の説明が終わりました。

議案第2号について、御意見・御質問はございませんか。—— 御発言がないようでありますので、お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでありますので、議案第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で議案を終わります。報告事項に移ります。

報告第1号 職員の任免について、及び報告第2号令和8年度農業委員会予算についてを順次、報告いたします。

事務局の説明を求めます。

**塚原事務局長** 報告第1号 職員の任免について御説明申し上げます。

議案書の22ページをお開きください。

報告第1号 職員の任免についてでございますが、本年3月31日付け、4月1日付けの人事異動によるもので、3月31日付けで退職者3名、4月1日付けで昇任した者2名、高松市からの転入者5名、会計年度任用職員の任命者2名、高松市への出向者4名、計16名の職員が人事異動しております。詳細については記載のとおりでございます。

職員の任免につきましては、以上でございます。

**森農政課長補佐** 続きまして、報告第2号 令和8年度農業委員会予算について、御説明申し上げます。

議案書の23ページをお開きください。

左下の合計欄を御覧ください。令和8年度の予算総額は、1億6,349万5千円でございます。前年度と比べて403万5千円の増となっております。

なお、職員給与費を除いた予算額は、5,752万8千円でございます。前年度と比べますと、金額にして114万4千円の増、率にして2%の増となっておりますが、ほぼ昨年水準でございます。

次に、歳出予算の内容でございますが、表の右側を御覧ください。

上から2行目の農業委員会委員報酬は、農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬でございます。

3行目の職員給与費は、農業委員会事務局職員の給与費でございます。

4行目の農業委員等研修費は、全国農業委員会会長大会等への参加経費でございます。

5行目の機構集積支援事業費は、農地の利用状況調査や、遊休農地の所有者等に対し、香川県農地機構への貸付けを促す意向調査を行う農業委員会の活動経費でございます。

6行目の農業者年金事務費は、農業者年金への加入促進に要する経費でございます。

7行目の農業委員会事務費は、農業委員会の業務運営に要する経費や地区部会開催交付金及び香川県農業会議への会費等でございます。

なお、内訳の金額については記載のとおりでございます。

また、これらの財源でございますが、下の段を御覧ください。特定財源といたしまして、香川県からの県支出金、農業委員会が発行する証明書等に係る使用料及び手数料のほか、独立行政法人農業者年金基金からの諸収入を充当するものです。

なお、24ページから29ページは、先ほどの議案で御説明いたしました案件等の参考資料でございます。

事務局からの報告については、以上でございます。

**議 長** これら報告事項について、御意見、御質問等はございませんか。—— 御発言がないようでありますので、報告事項は終わりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

以上で報告事項は終わります。

これで、本日、御提案申しあげました議案などの審議は、全て終了いたしました。

続きまして、5の記念講演に移りたいと思いますが、準備が整うまでの間、お待ちください。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

**塚原事務局長** それでは、「今後の農地利用の最適化推進について」と題して、香川県農業会議事務局長 近藤弥様から御講演をいただきます。

よろしくお願いいたします。

(近藤香川県農業会議事務局長講演)

**塚原事務局長** ありがとうございました。

ただ今の講演について、御質問等はございませんか。

(質疑応答なし)

**塚原事務局長** 最後に、閉会の御挨拶を富本会長職務代理者をお願いいたします。

**富本会長職務代理者**

(内容省略)

**塚原事務局長** 以上をもちまして、令和8年度高松市農業委員会通常総会の日程は全て終了いたしました。

皆様方におかれましては、円滑な議事運営に御理解と御協力を賜りありがとうございました。

御審議お疲れ様でございました。

午後 3 時30分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員